

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を利用しています。電波法令を守るとともに、他のアマチュア局の利用を妨げないように心がけましょう。

● コールサインは、必ず言いましょう

愛称やサフィックスのみの送信など、コールサイン(識別信号)を省略しての通信は違法です。

通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインを送出して、他のアマチュア無線局から識別できるようにしましょう。不法無線局の確認や排除にも効果があります。

● 周波数の使用区別を守りましょう

アマチュアバンドは、電信、電話、データなど各種の方式で運用する局が共用しています。

このため、各方式間の混信を防止し、電波を有効に利用するため、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」が定められています。

各周波数帯の使用区別は、裏面のとおりです。必ず守りましょう。

● 周波数の独占は認められません

アマチュア無線には、特定のグループ専用の周波数は存在しません。通信の都度空いている周波数を使用することがアマチュア無線のルールです。

● 他人の通信の故意妨害はやめましょう

特定のアマチュア局が運用している最中に、無変調の電波を送信するなど、他人の通信へ故意に妨害を与える事例が多発しています。絶対にやめましょう。

● 放送の受信障害に注意しましょう

アマチュア局の運用が原因で、テレビ・ラジオの受信に障害を与えるケースが多発しています。受信障害が発生したり、発生するおそれがあるときは、直ちに運用を中止しなければなりません。

◎ 無線局の免許取得には、電子申請が便利です。詳しくは、電波利用ホームページをご覧ください。

電波利用ホームページ

<http://www.tele.soumu.go.jp/>

特に重要！

● 無免許でのアマチュア局の開設・運用は処罰の対象です

免許を受けずにアマチュア局を開設又は運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

● 無線機の不法改造はやめましょう

無線機を許可なく改造し、出力をアップすることや、アマチュアバンド外の周波数で電波を発射することは違法行為です。

違法改造機を使用した結果、消防・救急無線など、重要無線通信に妨害を与えることがあります。

このように、重要な無線通信に妨害を与えた場合、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金の対象となります。

● 免許された内容で運用しましょう

無線局免許状に記載のない周波数帯での運用や、無線局免許状に記載されている空中線電力を超える運用などは、電波法違反で処罰の対象となります。

免許の有効期間満了後も引き続き運用を希望する場合は、再免許申請の手続きが必要です。

免許が失効したときは、遅滞なく空中線を撤去しなければなりません。

● 業務用通信には使えません

アマチュア無線は、金銭上の利益ではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものです。

営業や業務連絡、イベント運営等に関する通信は、アマチュア無線の目的を逸脱しており、電波法違反で処罰の対象となります。

業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。

お問い合わせ先

総務省 九州総合通信局

電波監理部 監視課

(電話 096-312-8265)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>



アマチュア無線は ルールを守って 正しく使いましょう!

アマチュア無線は、みんなが聴いています。

コールサインは、必ず言いましょう。

周波数の独占は、認められていません。

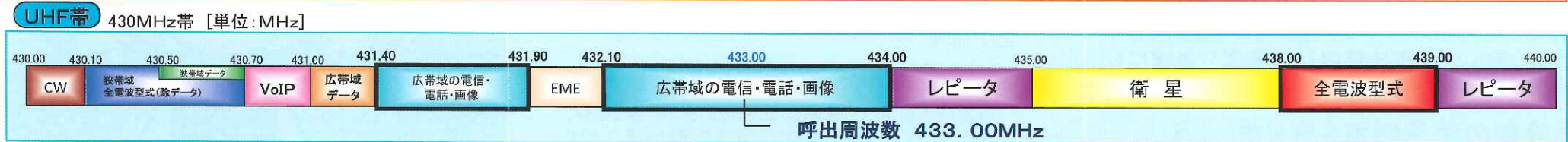
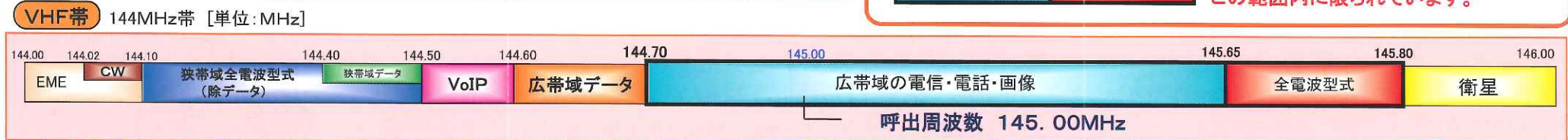
周波数の使用区別を守りましょう。

免許された内容で、運用しましょう。

仕事に使っては、いけません。

アマチュアバンド使用区別早見表(144MHz帯、430MHz帯)

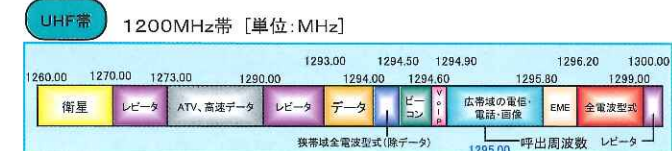
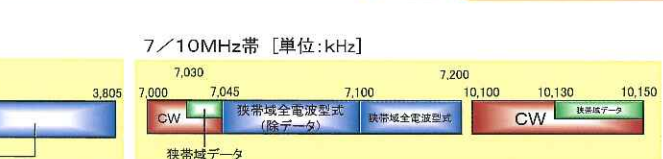
広帯域の電信・電話・画像 全電波型式 電話(FMトランシーバー)の運用は、この範囲内に限られています。



アマチュアバンド使用区別早見表(HF帯,50MHz帯,UHF帯,SHF帯)

運用しようとする周波数・用途・電波の型式を確認して、使用区別を守って運用しましょう。

使用区別の見方
※この区別表は、平成27年1月改正後の告示に基づくものです。



全電波型式	・全ての電波型式
広帯域の電信・電話・画像	<ul style="list-style-type: none"> ・占有周波数帯幅が3kHzを超える通信 ・FM、D-STAR(DV)モード等による電話通信 ・FMモードでマイクロホン端子に電線などで接続した可聴周波数のモーリス符号を入力して行う通信 ・FMモードによるSSTVやFAX等の通信 ・VoIP、RTTY及びデータ電送を除く
広帯域データ	<ul style="list-style-type: none"> ・占有周波数帯幅が3kHzを超えるデータ通信 ・主として、VHF帯以上で行われているパケット通信等
VoIP	<ul style="list-style-type: none"> ・音声圧縮してパケットに変換した上で、インターネット接続網を介した通信(エコーリンク、WIRES等)
狭帯域全電波型式(除データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・占有周波数帯幅が3kHz以下の通信(A3Eにあっては占有周波数帯幅6kHz以下) ・SSB、AM等の振幅変調方式の送信機を使った電話通信 ・AMモードでマイクロホン端子に電線などで接続した可聴周波数のモーリス符号を入力して行う通信 ・SSBモードによるSSTVやFAX等の通信 ・一部帯域は外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用可能
狭帯域データ	<ul style="list-style-type: none"> ・占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信(LF/MF帯にあっては占有周波数帯幅200Hz以下) ・主としてRTTYやPSK31等
CW	・モーリス符号により搬送波を断続して行う無線通信
衛星	・人工衛星を利用して行う通信
EME	・月面反射通信
レピータ	・中継局を介して行うFM、D-STAR(DV)モード等の通信
アシスト	・SHF帯のデータ通信において、中継局間を結ぶ通信
ATV、高速データ	<ul style="list-style-type: none"> ・SSTVを除くテレビジョン通信 ・占有周波数帯幅が9MHzを超えるデータ通信
ビーコン	・標識信号を送出する電信
データ	・データ通信(RTTY、PSK31、パケット通信等)

この使用区別に違反して運用した場合は、電波法に基づき無線局の運用停止などの行政処分の対象となります。

○無線機にセットする送信周波数は、その占有周波数帯幅を十分に考慮し、いかなるエネルギーの発射もこのアマチュアバンド内に収まるようにし、エッジ(端)周波数はセットしないでください。(無線局運用規則第257条)

○各使用区別ごとの上限周波数は、当該周波数区別に含まれますが、下限周波数は含まれませんのでご注意ください。

※詳しくは「アマチュア局用電波法令集抄録」や「総務省 電波関係法令集(http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_menu.html)」等をご覧ください。(電波法第61条、無線局運用規則第258条の2、平成21年総務省告示第179号 平成21年3月30日施行(平成27年1月5日一部改正))